

議員提出議案第 2 号

国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年9月2日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

岡 空 研 二

景 山 憲

加 藤 文 治

柊 康 弘

平 松 謙 治

森 岡 俊 夫

安 田 共 子

米 村 一 三

国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書

地球規模の気候変動や、ウクライナ戦争を背景とした世界的な食料危機は食糧の6割以上を世界の国々に依存する日本の食料施策の危うさも浮き彫りにした。政府において米の需要予測を誤り、これまで「余っている」と言われていた米の在庫量が過去最低となり、市場価格の高騰や店頭から米がなくなる異常事態が起こった。

この状況を踏まえ、私たちは政府に対して、すべての国民が安全な食料を持続的に享受できるよう求める。そのためには、不安定な輸入に依存した食料施策をあらため、食料自給率の向上に向けた実効性のある施策を行うことが必要である。今こそ国産食料の増産と、それを支える大多数の家族農業経営を支援する農政に強化すべきと考えている。

以上の趣旨から、次の事項を実現するよう求める。

1. 良質な食料が安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる実効性のある施策として、国内食料を増産し、食料自給率の向上を図ること。
2. 改定「食料・農業・農村基本法」に基づく「基本計画」において、農政の重点施策として、食料自給率の目標と達成するための計画を明記すること。
3. 政府が主食の米について、価格と需給に責任を持ち、増産に転じること。
4. 食料品をはじめとする物価高騰で苦しむ人々への支援を強化すること。
5. セーフティーネットとしての「食糧支援制度」や農家への「所得補償制度」を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 3 号

少人数学級・教職員定数の改善を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年9月25日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

足 田 法 行
岡 空 研 二
景 山 憲
田 口 俊 介
柊 康 弘
平 松 謙 治
森 岡 俊 夫
安 田 共 子
米 村 一 三

少人数学級・教職員定数の改善を求める意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」により、国の小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられた。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっている。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。
2. 教職員の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
4. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、加配定数措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。